平成 30 年度 7 回福岡市開発審査会 会議録

	平成 30 年 11 月 30 日 (金)				
開催日	午後 3 時 00 分から		場所	福岡市役所	1505 会議室
	午後 4 時 00 分まで				
出席者	委員	千綿会長,萩島委員,清原委員,柴田委員,川上委員			
	福岡市	住宅都市局 開発・建築調整課			
		土肥課長, 大庭係長, 中野	F係長,後郷	係長,高畑	

凡例:以下において、○は委員、△は福岡市職員の発言を示す。

第20号議案

〈指定区域内における特定流通業務施設〉

- ○建物内に便所はあるのか。
- △図面に表示がなされていないが、事務所部分に設置される。
- ○現在使用されている若宮, 久山, 佐賀の倉庫はどうなるのか。
- △輸送ルートが一本化されるため無くなると聞いている。
- ○総合効率化計画の認定の要件として、「2者以上の法人の連携によること」としているのは なぜか。
- △平成28年度の法改正で「モーダルシフト」や「輸配送の共同化」の事業が追加され、2者以上の法人の連携が要件となったもの。
- △立地要件に関しては、他都市では、インターチェンジや空港等の周辺(5km 以内)の区域内であることなどの要件について、施設ごとにその都度判断している場合もあるが、福岡市では、独自の方式として、これらの要件を満たす区域を、申請のあった区域から、あらかじめ「特定流通業務施設の区域」として指定しておき、その後、区域の中で申請のあった施設ごとでも個別に判断し、許可をするという2段階の方式を採用している。この区域指定については、福岡市開発許可附議基準第2−4号において、指定等を行う場合に開発審査会の意見を聞くものとすると定めている。
- ○この地域は福岡インターチェンジに近く物流の拠点としての地域であるが,一方で農地など が残る地域になっている。
- △この制度は、将来の人口減少を見据えて物流を効率化していこうという国の施策によるものである。事業が認定されるメリットとして事業資産による税制特別措置や都市計画法等による処分の配慮があり、特定流通業務施設はこれによるものである。

(採決)

○ 承認する。